

改正 (案)	現行	備考
<p style="text-align: right;">空乗第2039号 平成10年3月20日 (制定) <u>国空安政第2214号</u> <u>令和7年12月24日 (最終改正)</u></p> <p style="text-align: center;">操縦士実地試験実施細則</p> <p style="text-align: center;">型式限定変更</p> <p style="text-align: center;">(飛行機)</p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全部安全政策課</p>	<p style="text-align: right;">空乗第2039号 平成10年3月20日 (制定) <u>国空航第3037号</u> <u>令和4年3月29日 (最終改正)</u></p> <p style="text-align: center;">操縦士実地試験実施細則</p> <p style="text-align: center;">型式限定変更</p> <p style="text-align: center;">(飛行機)</p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全部安全政策課</p>	

改正 (案)				現行				備考
番号	科目	実施要領	判定基準	番号	科目	実施要領	判定基準	
4-2	通常着陸及び横風着陸	通常に着陸及び横風での着陸を行わせる。	<p>(知識) 着陸性能及び関連する運用限界等の知識を有し、その知識が運航に生かされていること。</p> <p>(手順) 運航者が設定した方式及び手順に従って正しく実施できること。</p> <p>(操作)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 所定の経路を正しく飛行できること。 2. 進入速度は±5 kt以内の変化であること。 3. 円滑で安定した操作であること。 4. 接地点は、目標点標識進入末端（目標点標識がない場合はこれに相当する地点）又は運航者が定めた地点から進入方向に+225/-75 mの範囲内であること。 5. 横滑り状態で接地しないこと。 6. 接地方向が偏位しないこと。 7. 接地後は正確に直線滑走できること。 <p>(注) 実機と模擬飛行装置等を併用する場合は、返し操作以降については実機により判定する。</p>	4-2	通常着陸及び横風着陸	通常に着陸及び横風での着陸を行わせる。	<p>(知識) 着陸性能及び関連する運用限界等の知識を有し、その知識が運航に生かされていること。</p> <p>(手順) 運航者が設定した方式及び手順に従って正しく実施できること。</p> <p>(操作)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 所定の経路を正しく飛行できること。 2. 進入速度は±5 kt (定期運送用操縦士については、+5 /-0 kt) 以内の変化であること。 3. 円滑で安定した操作であること。 4. 接地点は、目標点標識進入末端（目標点標識がない場合はこれに相当する地点）又は運航者が定めた地点から進入方向に+225/-75 mの範囲内であること。 5. 横滑り状態で接地しないこと。 6. 接地方向が偏位しないこと。 7. 接地後は正確に直線滑走できること。 <p>(注) 実機と模擬飛行装置等を併用する場合は、返し操作以降については実機により判定する。</p>	

改正 (案)				現行				備考
番号	科目	実施要領	判定基準	番号	科目	実施要領	判定基準	
7-4	計器進入方式	(精密進入) 運航者の申請に基づき首席試験官が指定する精密進入 (P ARを除く。) を所定の方式により行わせる。	(知識) 精密進入方式、システム及び運航方式等に関する知識を有し、その知識が運航に生かされていること。 (手順) 管制承認された方式、運航者の設定した方式及び手順に従って正しく実施できること。 (操作) 1. 所定の方式に従って円滑に飛行できること。 2. 最終進入以前の諸元は以下の範囲内であること。 高度 : ±100 ft 速度 : ±10 kt 3. 最終進入以降の諸元は以下の範囲内であること。 速度 : ±5 kt ローカライザー : フルスケールの左 右1/2 グライドスロープ : フルスケールの上 下1/2 ただし、滑走路末端標高500 ftから決心高までの間は、 速度 : ±5 kt <u>(削除)</u> ローカライザー : フルスケールの左 右1/4 (定期運送用操縦士についてはフルスケールの左右1/6) グライドスロープ : フルスケールの上 下1/2 4. その他は (4-2) に同じ。ただし、1 発動機不作動の場合は (10-2) に同じ。	7-4	計器進入方式	(精密進入) 運航者の申請に基づき首席試験官が指定する精密進入 (P ARを除く。) を所定の方式により行わせる。	(知識) 精密進入方式、システム及び運航方式等に関する知識を有し、その知識が運航に生かされていること。 (手順) 管制承認された方式、運航者の設定した方式及び手順に従って正しく実施できること。 (操作) 1. 所定の方式に従って円滑に飛行できること。 2. 最終進入以前の諸元は以下の範囲内であること。 高度 : ±100 ft 速度 : ±10 kt 3. 最終進入以降の諸元は以下の範囲内であること。 速度 : ±5 kt ローカライザー : フルスケールの左 右1/2 グライドスロープ : フルスケールの上 下1/2 ただし、滑走路末端標高500 ftから決心高までの間は、 速度 : ±5 kt <u>(定期運送用操縦士については+5/-0 kt)</u> ローカライザー : フルスケールの左 右1/4 (定期運送用操縦士についてはフルスケールの左右1/6) グライドスロープ : フルスケールの上 下1/2 4. その他は (4-2) に同じ。ただし、1 発動機不作動の場合は (10-2) に同じ。	新規

改正 (案)				現行				備考
番号	科目	実施要領	判定基準	番号	科目	実施要領	判定基準	
7-4 (続き)	計器進入方式	(非精密進入) 1. 運航者の申請に基づき首席試験官が指定する非精密進入を所定の方式により行わせる。 2. 直線進入及び周回進入を行う。	(知識) 非精密進入方式、システム及び運航方式等に関する知識を有し、その知識が運航に生かされていること。 (手順) 管制承認された方式、運航者の設定した方式及び手順に従って正しく実施できること。 (操作) 1. 所定の方式に従って円滑に飛行できること。 2. 最終進入以前の諸元は以下の範囲内であること。 高度 : ±100 ft 速度 : ±10 kt 3. 最終進入以降の諸元は以下の範囲内であること。 速度 : ±5 kt (Minimum maneuvering speedが設定されている場合は当該速度を下回らないこと。) トラッキング : CDIフルスケールの左右1/2又はRMIの±5度又は <u>クロストラックエラーはRNPの1/2</u> (略)	7-4 (続き)	計器進入方式	(非精密進入) 1. 運航者の申請に基づき首席試験官が指定する非精密進入を所定の方式により行わせる。 2. 直線進入及び周回進入を行う。	(知識) 非精密進入方式、システム及び運航方式等に関する知識を有し、その知識が運航に生かされていること。 (手順) 管制承認された方式、運航者の設定した方式及び手順に従って正しく実施できること。 (操作) 1. 所定の方式に従って円滑に飛行できること。 2. 最終進入以前の諸元は以下の範囲内であること。 高度 : ±100 ft 速度 : ±10 kt 3. 最終進入以降の諸元は以下の範囲内であること。 速度 : ±5 kt (Minimum maneuvering speedが設定されている場合は当該速度を下回らないこと。) トラッキング : CDIフルスケールの左右1/2又はRMIの±5度又は <u>クロストラックエラーRNP±の1/2</u> (略)	新規

改正 (案)				現行				備考
番号	科目	実施要領	判定基準	番号	科目	実施要領	判定基準	
7-5	進入復行方式	計器飛行状態で所定の方式により進入復行を行わせる。	<p>(知識)</p> <p>進入復行方式及びシステム等に関する知識を有し、その知識が運航に生かされていること。</p> <p>(手順)</p> <p>管制承認された方式、運航者の設定した方式及び手順に従って正しく実施できること。</p> <p>(操作)</p> <p>1. 機を失せず進入復行の操作が円滑に実施できること。</p> <p>2. 航法装置等の使用が適切であること。</p> <p>3. 速度は±5 kt以内の変化であること。ただし、設定した方式が上昇姿勢で指定される場合には、速度ではなく、その姿勢の維持が安定していること。</p> <p>4. 特定の針路で飛行する場合は、針路は ±10度以内の変化であること。</p> <p>5. トラッキングを行う場合は、CDIフルスケールの左右1/2又はRMIの±5度又はクロストラックエラーはRNPの1/2以内の変化であること。</p>	7-5	進入復行方式	計器飛行状態で所定の方式により進入復行を行わせる。	<p>(知識)</p> <p>進入復行方式及びシステム等に関する知識を有し、その知識が運航に生かされていること。</p> <p>(手順)</p> <p>管制承認された方式、運航者の設定した方式及び手順に従って正しく実施できること。</p> <p>(操作)</p> <p>1. 機を失せず進入復行の操作が円滑に実施できること。</p> <p>2. 航法装置等の使用が適切であること。</p> <p>3. 速度は±5 kt以内の変化であること。ただし、設定した方式が上昇姿勢で指定される場合には、速度ではなく、その姿勢の維持が安定していること。</p> <p>4. 特定の針路で飛行する場合は、針路は ±10度以内の変化であること。</p> <p>5. トラッキングを行う場合は、CDIフルスケールの左右1/2又はRMIの±5度又はクロストラックエラーRNP±の1/2以内の変化であること。</p>	新規

改正 (案)				現行				備考
番号	科目	実施要領	判定基準	番号	科目	実施要領	判定基準	
7-6	計器進入からの着陸	最低気象状件に概ね対応する区域内で計器進入からの着陸を行わせる。	<p>(知識) 着陸性能及び関連する運用限界等の知識を有し、その知識が運航に生かされていること。</p> <p>(手順) 運航者が設定した方式及び手順に従って正しく実施できること。</p> <p>(操作) 1. 計器飛行から目視飛行へ移行したのち安定した進入及び着陸ができること。 2. 周回進入中の諸元等は以下の範囲内であること。 高度 : +50/-20 ft (着陸のための降下開始までの間) 速度 : ±10 kt (Minimum maneuvering speed が設定されている場合は当該速度を下回らないこと。) 傾斜角 : 30 度以内 経路 : 著しく広い経路とならないこと。 3. 最低降下高度未満での速度は、±5 kt <u>(削除)</u> 以内の変化であること。 4. その他は (4-2) に同じ。ただし、1 発動機不作動の場合は (10-2) に同じ。</p>	7-6	計器進入からの着陸	最低気象状件に概ね対応する区域内で計器進入からの着陸を行わせる。	<p>(知識) 着陸性能及び関連する運用限界等の知識を有し、その知識が運航に生かされていること。</p> <p>(手順) 運航者が設定した方式及び手順に従って正しく実施できること。</p> <p>(操作) 1. 計器飛行から目視飛行へ移行したのち安定した進入及び着陸ができること。 2. 周回進入中の諸元等は以下の範囲内であること。 高度 : +50/-20 ft (着陸のための降下開始までの間) 速度 : ±10 kt (Minimum maneuvering speed が設定されている場合は当該速度を下回らないこと。) 傾斜角 : 30 度以内 経路 : 著しく広い経路とならないこと。 3. 最低降下高度未満での速度は、±5 kt <u>(定期運送用操縦士については +5/-0 kt)</u> 以内の変化であること。 4. その他は (4-2) に同じ。ただし、1 発動機不作動の場合は (10-2) に同じ。</p>	新規

改正 (案)			現行			備考
10-2	1 発動機を不作動にして進入及び着陸を行わせる。	<p>(知識) 発動機不作動状態での性能、関連する運用限界及びシステム等の知識を有し、その知識が運航に活かされていること。</p> <p>(手順) 運航者が設定した方式及び手順に従って正しく実施できること。</p> <p>(操作) 1. 所定の経路を正しく飛行できること。 2. 進入速度は±5 kt <u>(削除)</u> 以内の変化であること。 3. 円滑で安定した操作であること。 4. 接地点は、目標点標識進入末端（目標点標識がない場合はこれに相当する地点）又は運航者が定めた地点から進入方向に+225/-75 mの範囲内であること。 5. 横滑り状態で接地しないこと。 6. 接地方向の偏位がないこと。 7. 接地後は正確に直線滑走できること。</p>	10-2	1 発動機を不作動にして進入及び着陸を行わせる。	<p>(知識) 発動機不作動状態での性能、関連する運用限界及びシステム等の知識を有し、その知識が運航に活かされていること。</p> <p>(手順) 運航者が設定した方式及び手順に従って正しく実施できること。</p> <p>(操作) 1. 所定の経路を正しく飛行できること。 2. 進入速度は±5 kt <u>(定期運送用操縦士については、+5 /-0 kt)</u> 以内の変化であること。 3. 円滑で安定した操作であること。 4. 接地点は、目標点標識進入末端（目標点標識がない場合はこれに相当する地点）又は運航者が定めた地点から進入方向に+225/-75 mの範囲内であること。 5. 横滑り状態で接地しないこと。 6. 接地方向の偏位がないこと。 7. 接地後は正確に直線滑走できること。</p>	新規

改正 (案)	現 行	備 考
<p>附 則 1. この操縦士実地試験実施細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 28 年 4 月 8 日付け国空航第 3417 号) 1. この操縦士実地試験実施細則は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。 2. この操縦士実地試験実施細則は、平成 29 年 3 月 31 日までは、従前どおりとすることができる。</p> <p>附 則 (令和 2 年 12 月 22 日 国空航第 2175 号) この改正通達は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 3 年 9 月 29 日 国空航第 1350 号) この改正通達は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 4 年 3 月 29 日 国空航第 3037 号) この改正通達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和 7 年 12 月 24 日 国空安政第 2214 号)</u> 1. <u>この改正通達は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。</u> 2. <u>この改正通達は、令和 8 年 3 月 31 日までは、従前どおりとすることができる。</u></p>	<p>附 則 2. この操縦士実地試験実施細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 28 年 4 月 8 日付け国空航第 3417 号) 3. この操縦士実地試験実施細則は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。 4. この操縦士実地試験実施細則は、平成 29 年 3 月 31 日までは、従前どおりとすることができる。</p> <p>附 則 (令和 2 年 12 月 22 日 国空航第 2175 号) この改正通達は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 3 年 9 月 29 日 国空航第 1350 号) この改正通達は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 4 年 3 月 29 日 国空航第 3037 号) この改正通達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	